

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【事業年度】 第100期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本金属株式会社

【英訳名】 NIPPON KINZOKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平石政伯

【本店の所在の場所】 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号
(上記は登記上の本店所在地であります、本店業務は下記の
本社事務所でっております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目30番7号 本社事務所

【電話番号】 03 5765 8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 武田律邦

【縦覧に供する場所】 日本金属株式会社 本社事務所
(東京都港区芝五丁目30番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第100期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社の配当金につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本方針とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当水準の維持に努めております。

当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日及び9月30日としております。

また、当社は前途の基準日のほか取締役会の決議により、「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当期の利益配当につきましては、安定的かつ継続的配当の基本方針のもと、1株当たり2.5円とし、期中配当金(2.5円)と合わせて5円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のための設備投資、研究開発等及び財務体質の強化のための原資として有効活用させていただく所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月13日取締役会	167,428	2.50
平成19年5月24日取締役会	167,426	2.50

(訂正後)

当社の配当金につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本方針とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当水準の維持に努めております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

配当の回数については、定款に剰余金の配当基準日として、毎年3月31日及び9月30日を定め、また前述の基準日のほか取締役会の決議により、「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めているため、年2回を基本方針としておりますが、具体的な配当回数は定めておりません。

当期の利益配当につきましては、安定的かつ継続的配当の基本方針のもと、1株当たり2.5円とし、期中配当金(2.5円)と合わせて5円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のための設備投資、研究開発等及び財務体質の強化のための原資として有効活用させていただく所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月13日取締役会	167,428	2.50
平成19年5月24日取締役会	167,426	2.50